

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第9号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例

鴨川市印鑑条例（平成17年鴨川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「に暗証番号その他必要な事項を自ら入力すること」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。